

訪問看護契約書

_____様（以下、「利用者」とします）と、訪問看護ステーションHAYA（以下、「事業者」とします）は、介護予防訪問看護・訪問看護（以下、「訪問看護」とします）について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は利用者に対し、介護保険法等関連法および高齢者医療確保法等関連法、健康保険法等関連法のもとに、利用者が居宅においてその能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるように適正な訪問看護を提供し、利用者は事業者に対してそのサービスにかかる利用料金を支払うことを契約の目的とします。

第2条（契約期間）

本契約期間は、_____年____月____日から、_____年____月____日までとします。
なお、利用者から契約終了の申し出がない場合は、契約を自動的に更新します。

第3条（訪問看護の内容）

事業者は、利用者の希望をふまえ、主治医の訪問看護指示書、介護予防サービス・支援計画書もしくは居宅サービス計画書に沿って『訪問看護計画書』を作成し、利用者及びその家族に説明し同意を得ます。

2 事業者は、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（以下、「訪問看護師等」とします）を利用者の居宅に派遣し、『訪問看護計画書』に定めた内容に沿って訪問看護を提供します。

3 利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。事業者は、利用者からの申し出があった場合、第1条に規定する契約の目的に反するなど、変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。

第4条（訪問看護提供の記録）

事業者は訪問看護提供記録を記載し、この契約完結後5年間保管します。

第5条（利用料金）

利用者は、訪問看護の対価とし利用料金を事業者に支払います。
サービスに対する利用料金及びその他の利用料については、別紙「利用料金表」に記載するとおりとします。なお、利用料金は関係法令に基づいて決められているものであるため、契約期間中にこれが変更になった場合は関係法令に従って改定後の金額が適用されます。

2 利用料金は、毎回訪問終了時もしくは、当月の利用金額を翌月最初の利用日に請求します。
利用者から利用料金の支払いを受けた際は、領収書を発行します。

3 介護報酬及び医療報酬の改正があった場合は、その説明を行い新たな「利用料金表」を提示します。
利用者が利用料金変更に承諾しない場合は、本契約を完結することができます。その際は、料金変更の前日をもって、契約を完結する事とします。

第6条（日時変更・時間変更・利用中止）

利用者は、事業者に対してあらかじめ電話等で通知することにより、訪問看護の日時変更・時間短縮・利用中止を申し出る事ができます。

2 利用者が、利用時間の短縮を申し出た場合、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情による短縮と事業者が判断した場合は、実際に訪問看護を提供した時間の料金を請求します。

第7条（契約の解約）

1 利用者は、事業者に対して、この契約を解約したい場合、1週間前までに通知する事により解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、1週間以内の通知でも契約を解約することができます。

2 次の事由に該当した場合は、利用者は通知することにより、直ちに本契約を解約することができます。

- ① 事業者が正当な理由なく訪問看護を提供しない場合。
- ② 事業者が個人情報保護法に反した場合。
- ③ 事業者が利用者やその家族に対して社会通念を逸脱するような行為を行ったと判断する場合。
- ④ 事業者が破産した場合。

3 事業者は、やむを得ない事情がある場合は、利用者に対して、契約解約日の1ヶ月前までに理由を通知することにより、本契約を解約することができます。

① 利用者の利用料金の支払いが、請求を開始した日から2ヶ月以上遅延し、さらに催促を発した日から2週間以内に支払いがない場合。

② 利用者またはその家族が事業者や訪問看護師等に対して、本契約を継続しがたいほどの不信行為があったと事業者が判断した場合。

4 次の事由に該当した場合は、本契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が介護保険施設等に入所や入院し、今後在宅生活の予定がない場合。
- ② 利用者が介護保険施設等に入所や入院し、3ヵ月間利用がない場合。
- ③ 利用者が死亡した場合。

第8条（個人情報保護）

当事業所が行うサービスにおいて、業務上知り得た利用者及びその家族に関する情報は、堅く保持します。職員が退職後も在職中に知り得た情報を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。

2 事業者は、文書により利用者又はその家族の同意を得た場合には、居宅介護支援事業者との連絡調整やその他必要な範囲で、同意した者の個人情報を用いることが出来るものとします。

第9条（賠償責任）

事業者は、訪問看護の提供にともない、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失によらない時は、この限りではありません。

第10条（緊急時の対応）

事業者はサービス実施中に、利用者の急変・その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な措置を講じます。

第11条（身分証携行義務）

訪問看護師等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第12条（連携）

事業者は、訪問看護の提供にあたり、主治医及び介護支援専門員、その他保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携を密に行います。

第13条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、訪問看護に関する利用者の相談・苦情に対し、迅速に対応します。

第14条（信義誠実の原則）

利用者及び事業者は信義誠意をもって本契約を履行するものとします。

2. 本契約に定めのない事項については、各保険法の規定を尊重し、利用者及び事業者の協議に基づき定めます。

第15条（非常災害対策）

事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、それらを定期的に当事業所の従業者に周知するとともに、日頃から地域住民と密接な連携を確保し、定期的に避難、救出訓練その他必要な措置を行います。

第16条（虐待防止の為の措置）

- （1）事業所は、利用者の人権擁護・虐待等の防止の為次の措置を講じるものとします。
- ① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ③ 成年後見制度の利用支援
 - ④ 虐待防止に関する責任者として管理者を選定
 - ⑤ その他虐待防止の為に必要な措置
- （2）事業者は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待を受けている恐れがある場合にはただちに防止策を講じ市区町村へ報告するものとします。

第17条 14.（衛生管理等）

- （1）利用者に対し衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- （2）感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- （3）事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

第18条（裁判所轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、札幌地方裁判所を第一審所轄裁判所とすることに予め合意します。

この契約を証するため、本書2通を作成し、利用者と事業者が署名捺印のうえ、それぞれ1通ずつ保管するものとします。

契約締結日

年 月 日

契約者氏名

高橋 勇人

（事業者）

事 業 者 名

訪問看護ステーションHAYA（事業者所番号05,9201,0）

住 所

札幌市厚別区厚別西5条1丁目16番20号2階

代 表 者 名

所 長 高 橋 勇 人



（利用者）

住 所

氏 名

印

（代理人）

住 所

氏 名

印

利用者との関係